

岐阜県社会福祉法人設立認可基準及び申請等要領

平成 18 年 4 月

岐阜県健康福祉部
(令和 3 年 4 月改正)

目次

頁

I 一般の社会福祉法人の設立認可基準及び申請等要領

第1 社会福祉法人設立認可基準

1. 総則 1
2. 法人の資産 1
 - (1) 資産の所有等
 - (2) 資産の区分
3. 法人の組織運営 3
 - (1) 役員等
 - (2) 評議員
 - (3) 理事
 - (4) 監事

第2 法人設立認可申請要領

1. 法人設立準備委員会 6
 - (1) 法人設立準備委員会の設置等
 - (2) 委員会の設置届
 - (3) 役員等就任予定者の適格性の検討
 - (4) 役員等就任予定者に対する説明
 - (5) 資金計画書の提出
 - (6) 財源の確保
 - (7) 自己資金等の挙証資料の提出
 - (8) 第三者による評価
 - (9) 施設整備計画との調整
 - (10) 各種規程等の提出
2. 法人設立認可申請書の提出 10
 - (1) 法人設立認可申請書の提出
 - (2) 変更届の提出
 - (3) 証明書類の複数回提出

第3 法人設立認可審査手続

1. 施設建設予定地の現地調査 10
2. 役員等就任予定者、財源計画等の審査 10
3. 役員就任予定者及び寄附予定者との面接 10
4. 寄附履行確実性の確認調査 11

第4 法人設立認可後の法人の報告

1. 法人の登記及び財産移転 11
2. 義務が履行されない場合等の措置 11

第5 施設の設置認可等 11

II 資産要件を緩和して社会福祉法人の設立を認可する場合の認可基準及び申請等要領

第1 社会福祉法人設立認可基準

1. 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 法人の資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 資産の所有等
 - (2) 資産の継承
 - (3) 資産の区分
4. 法人の組織運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 役員等
 - (2) 評議員
 - (3) 理事
 - (4) 監事
5. NPO法人等の経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) NPO法人等の実施事業
 - (2) NPO法人等の経営状況
 - (3) NPO法人等の介護保険指定事業所実地指導等結果及び指定障害福祉サービス事業所指導監査結果
 - (4) NPO法人等の経営診断
6. 新法人設立後の事業計画及び収支予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第2 法人設立認可申請要領

1. 法人設立準備委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 法人設立準備委員会の設置等
 - (2) 委員会の設置届
 - (3) 役員等就任予定者の適格性の検討
 - (4) 役員等就任予定者に対する説明
 - (5) 財源の確保
 - (6) 自己資金等の挙証資料の提出
 - (7) 第三者による評価
 - (8) 各種規程等の提出
2. 法人設立認可申請書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (1) 設立認可申請書の提出
 - (2) 変更届の提出
 - (3) 証明書類の複数回提出

第3 法人設立認可審査手続

1. 役員等就任予定者、財源計画等の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2. 特定非営利活動法人担当課との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
3. 経営診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
4. 役員就任予定者等及び寄附予定者との面接・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
5. 寄附履行確実性の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第4	法人設立認可後の法人の報告	
1.	法人の登記及び財産移転	23
第5	居宅介護等事業又は共同生活援助事業等と併せて行うことができる事業の範囲	
1.	社会福祉事業	23
2.	公益事業又は収益事業	23
第6	定款変更認可	24

I 一般の社会福祉法人の設立認可基準及び申請等要領

第1 社会福祉法人設立認可基準

1. 総則

社会福祉法人設立認可基準は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社援第2618号厚生省社会・援護局長、老発第794号厚生省老人保健福祉局長、児発第908号厚生省児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社援企第35号厚生省社会・援護局企画課長、老計第52号厚生省老人保健福祉局計画課長、児企第33号厚生省児童家庭局企画課長連名通知）並びにこの基準による。

2. 法人の資産

(1) 資産の所有等

ア 原則

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

イ 特例

① 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

② 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援第0330第5号社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

③ 保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する

場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

- ④幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が 10 人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

これについては、③と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第 1 の 1 及び 2 に準じた取扱いとして差し支えないこと。

(2) 資産の区分

ア 基本財産

- ①基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、知事の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。
- ②社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあつては、1,000 万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していなければならないこと。

※日中活動系の障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を設置する場合は、「社会福祉施設を経営する法人」として取扱う。

【平成 18 年 12 月 13 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡通知】

- ③社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として 1 億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして知事が認める額の資産とすることができること。
- ④介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成 15 年 5 月 8 日社援発第 0508002 号)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

- ⑤居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。））及び共同生活援助事業等（認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業（共同生活援助に係るものに限る。））の経営を目的として法人を設立する場合には、後述の「Ⅱ 資産要件を緩和して社会福祉法人の設立を認可する場合の認可基準及び申請等要領」を参照のこと。
- ⑥法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

イ その他財産

- ①基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。
- ②その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

ウ 資産の管理

基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要がある。また、基本財産以外の資産の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましい。

エ 法人を設立する場合

法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法（平成9年法律第123号）上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

3. 法人の組織運営

（1）役員等

- ア 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。
- イ 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。

ウ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。

エ 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第 40 条第 1 項及び第 44 条第 1 項）。

① 法人（同項第 1 号）

② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（同項第 2 号及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 2 条の 6 の 2）

③ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 3 号）

④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 4 号）

⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第 5 号）

オ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

（2）評議員

ア 評議員の選任及び解任の方法については、法第 31 条第 1 項第 5 号において、法人が定款で定めることとされているが、同条第 5 項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。

なお、定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられる。

イ 評議員については、法第 39 条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することと規定されており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任すること。

ウ 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第 40 条第 2 項）。

エ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は 3 親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第 40 条第 4 項及び第 5 項並びに施行規則第 2 条の 7 及び第 2 条の 8）。

オ 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第 40 条第 3 項）。

(3) 理事

ア 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。

イ 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第4項）。

① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）

（例示）

- ・社会福祉に関する教育を行う者
- ・社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ・公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

② 当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）

（例示）

- ・社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ・医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ・自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

③ 当該法人が施設を設置する場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）

ウ 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。

エ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。

オ 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

(4) 監事

ア 監事は、当該法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（法第44条第2項）。

イ 監事には、次に掲げる者が含まれなければならないこと（法第44条第5項）。

① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）

② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）

- ウ 監事は、2人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。
- エ 監事には、各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。
- オ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

第2 法人設立認可申請要領

1. 法人設立準備委員会

(1) 法人設立準備委員会の設置等

- ア 法人の設立を予定する者（以下「設立者」という。）は、法人設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置し、役員及び評議員の就任予定者（以下「役員等就任予定者」という。）を選任する。
- イ 理事及び監事の就任予定者（以下「役員就任予定者」という。）は、原則として委員会の委員から選任する。
- ウ 法人認可までの必要経費（基本計画、基本設計にかかる委託料を含む。）は、委員会が負担する。

(2) 委員会の設置届

- 設立者は次に掲げる書類を添付して、委員会の設置届（別記様式）を県へ提出（設置届の提出後にその内容を変更した場合は同様式により変更届を提出）すること。
- ア 設立者の履歴書並びに役員等就任予定者の履歴書及び就任承諾書
- イ 役員等就任予定者の身分証明書、登記されていないことの証明書及び印鑑登録証明書
- ウ 設立代表者を定めた場合は、その権限を証明する書類
- エ 役員等就任予定者について、第1の3（1）エ・オ、（2）エ、（3）エ及び（4）エに該当する者が含まれていないことを確認したことを証する書類（例：誓約書等）

(3) 役員等就任予定者の適格性の検討

- 設立者は、委員会設置から法人設立認可申請書を提出するまでの間に、役員等就任予定者の適格性を議事とし、その検討結果を記録した議事録等（審議内容が分かるもの）を県へ提出すること。

(4) 役員等就任予定者に対する説明

- 県は、設置届が提出された後、役員等就任予定者を対象に、法人の概要や法人設立、施設整備に当たっての留意事項等を徹底するための説明を行う。

(5) 資金計画書の提出

設立者は、委員会の設置届を提出する際に、委員会が見込む支出について資金計画書を提出するとともに、次の書類の写しを添付する。

- ア 設計業者との間で締結した施設整備計画に係る基本設計契約書
- イ ボーリング調査その他施設建設に必要となる調査費に係る契約書
- ウ その他、委員会が見込む支出に係る契約書、見積書等

(6) 財源の確保

ア 設立者は、事業に必要な財産の財源を確保する。

イ 事業に必要な財産は、以下の各号に掲げる建設資金、運転資金及び開業資金からなる。

① 建設資金

建設資金は、施設整備（設計監理（基本設計を除く。）を含む。）、設備整備及び土地取得に必要な資金をいう。

② 運転資金

運転資金は、施設開設後収入が安定するまでに必要な資金をいう。

③ 開業資金

開業資金は、①の建設資金を除いた法人設立認可後施設開設までに必要な資金をいう。

ウ 財源は、国、県その他地方公共団体及び民間公益補助事業者等からの補助金等、独立行政法人福祉医療機構等からの融資、寄附金とする。

エ 自己資金は、財源から国、県その他地方公共団体及び民間公益補助事業者等からの補助金等を差し引いた額とする。ただし、独立行政法人福祉医療機構が制度的補助金（※）でないと認めたものは除く。

（※）法的・制度的補助金とは

- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金（都道府県等の負担分を含む。）
- ・ 都道府県・市町村が交付する補助金等（地域医療介護総合確保基金、地域介護・福祉空間整備等交付金、安心こども基金、保育対策総合支援事業費補助金、次世代育成支援対策交付金、保育所等整備交付金等）
- ・ 地方公共団体が補助要綱を明示し交付する独自の補助金
- ・ 公益財団法人 J K A 補助金
- ・ 公益財産法人日本財団助成金
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構助成金
- ・ 中央競馬馬主社会福祉財団助成金
- ・ こども未来財団助成金
- ・ 上記の他、機構の基準事業費と重複する補助金

- オ 借入を原資とする寄附及び財源が明らかでない寄附はこれを認めない。なお、有価証券又は土地等を寄附財源とする場合は、県が指定する日までに換金しなければならない。
- カ 自己資金のうち融資でまかなう場合の借入先は、原則として独立行政法人福祉医療機構及び同機構と協調融資を行う民間金融機関とする。ただし、同機構以外の民間金融機関等のみから借入を受けようとする場合は、その必要性、妥当性及び適法性に問題がないことを個別審査するため、理由書、借入内容、借入条件等の説明資料を県へ提出すること。
- キ 建設資金における借入額の合計額は、建設資金より法的・制度的補助金（国庫補助金、県補助金、市町村補助金及び民間公益補助金等）を控除した金額の10分の9を上限とする。
- ク 運転資金及び開業資金については、寄附金で確保しなければならない。
- ケ 運転資金として確保する資金は、開業後3年度目（事業開始が年度途中の場合は4年度目を開業後3年度目とみなす。）の事業活動収入ベースとし、その額については第1の2（2）エのとおりとすること。
- コ 社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）及び関連通知に定める拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）及び拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）若しくは事業活動明細書（別紙3⑪）により、整備の属する会計年度及び次の3年度分（事業開始が年度途中の場合は4年度分）に係る収支予算書を作成し、提出すること。

（7）自己資金等の挙証資料の提出

設立者は、自己資金が寄附予定者からの寄附による場合は、その寄附財源が寄附予定者に帰属することを証明する次の各号に掲げる書類（証明書にあっては原本に限る。）を添附して別記「資産・負債申立書」を県へ提出すること。

- ア 寄附予定者のすべての財産が寄附予定者に確実に帰属することを証明する書類
- ① 県が任意に指示する複数の時点の預金残高証明書、有価証券残高証明書
 - ② 所得証明書及び納税証明書並びに法人が寄附予定者である場合は決算書等（直近の決算書を含めて3期分）
 - ③ 不動産登記事項証明書
 - ・土地を寄附する場合は、該当する土地登記事項証明書
 - ・寄附金を寄附する場合は、固定資産証明書に記載された不動産の登記事項証明書
 - ④ 固定資産評価証明書（固定資産がない場合は無資産証明書）
- イ 寄附予定者毎の寄附申込書、贈与契約書及び印鑑登録証明書

ウ 寄附予定者の行為能力等に関する書類

- ① 個人の場合 身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ② 法人の場合 定款、寄附行為その他の基本約款及びこれらに定める手続きを経たことを証明する書類

エ 融資残高証明書（預金残高証明書と同一日付のもの）

- ① 不動産登記事項証明書に記載される抵当権等設定者からの借入額を証明する融資残高証明書
- ② 預金残高証明書を発行する金融機関の融資残高証明書（負債額0円を含む。）
- ③ その他の融資残高証明書

オ 寄附財源等を明らかにするために県が提出を指示した書類等

- ① 預貯金通帳の写し（県において現物を確認した上で、寄附者の同意を得た上で写しの提出を指示する場合がある。）
- ② その他寄附財源等を明らかにするために県が提出を指示した書類

（８）第三者による評価

県は、第三者に委託して寄附予定者の寄附財源及び寄附履行能力の確認のため必要な事項について審査させることができる。

（９）施設整備計画との調整

設立者は、施設整備計画について、下記の調整を行うこと。

ア 県及び市町村が策定する各種福祉計画（介護保険事業計画、老人福祉計画、障害福祉計画）との整合性がとれた事業計画であること。

イ 市町村に対し、事前に事業計画（施設概要、資金計画、収支計画、法人の役員構成等）を提出し、十分に調整が行われているものであること。

ウ 事業計画について、地域住民等（住民、自治会、隣接地権者等）に対する説明会を開催するなど、理解促進の取り組みが行われていること。

エ 建設予定地について、各施設種別の目的に則した立地条件を考慮して選定され、当該用地の確保が確実であること。

オ 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、国有財産法、消防法、砂防法等の各種法令等による規制等有る場合には、必要な許認可等を得ること。

（10）各種規程等の提出

設立者は、次に掲げる各規程等の案を県へ提出すること。

- ア 定款施行細則
- イ 評議員選任・解任委員会運営細則
- ウ 役員等報酬支給基準
- エ 経理規程

- オ 運営規程
- カ 職員給与規程
- キ 旅費規程
- ク 就業規則
- ケ 育児休業に関する規程
- コ 介護休業に関する規程
- サ その他県が提出を指示する規程等

2. 法人設立認可申請書の提出

(1) 法人設立認可申請書の提出

設立者は、県へ施行規則第2条第1項に規定する書類及び上記1に規定する書類等を添付のうえ、法人設立認可申請書を提出すること。

(2) 変更届の提出

設立者は、法人設立認可申請書の提出から法人設立認可までの間に、申請書の内容を変更した場合は、その都度、変更届を提出する。

なお、寄附者の変更、筆頭寄附者の変更、寄附総額の2分の1を超える寄附額の変更、土地取得予定地等の変更その他県が必要と認める場合は、事前に協議のうえ、改めて法人設立認可申請書を提出しなければならない。

(3) 証明書類の複数回提出

設立者は、上記1(2)ア、イ及び(7)に掲げる証明書類について、県が必要と認める場合は法人設立認可申請書提出日直近の証明書類を提出しなければならない。

第3 法人設立認可審査手続

1. 施設建設予定地の現地調査

県法人設立認可担当課（以下「担当課」という。）は、設立者、土地所有者及び市町村職員の立会のもと施設建設予定地を現地確認する。

2. 役員等就任予定者、財源計画等の審査

担当課は、設立者から提出された法人設立認可申請書及び添付された証明書類について、社会福祉法人審査基準等に適合するかを審査する。

3. 役員就任予定者及び寄附予定者との面接

担当課は、役員就任予定者並びに施設用地又は100万円以上の寄附予定者と面接し、施設の運営方針、財源及び寄附の意思その他法人設立認可の審査に必要な事項等について聴取する。

なお、被面接者は担当課が作成した面接記録内容に間違いがないかを確認し、当該面接記録に署名する。

4. 寄附履行確実性の確認調査

担当課は、寄附予定者が法人（概ね純資産 5 億円未満かつ直近年度の税引き前利益 3 億円未満の法人に限る。）の場合は、計算書類について中小企業診断士資格を有する者等に調査確認を依頼する。

第 4 法人設立認可後の法人の報告

1. 法人の登記及び財産移転

法人は、その設立の認可を受けたときは、2 週間以内に法人設立登記を行うとともに、遅滞なく贈与財産の移転を受けて、かつ、その移転を終了した後 1 月以内にこれを証明する書類を添えて財産（資金）移転完了届（別記様式）により県へ報告しなければならない。（施行規則第 2 条第 2 項第 4 号）

なお、上記手続が完了しない場合、工事の入札公告を認めない。ただし、岐阜県共同募金会の受配者指定寄附制度を利用する場合はこの限りではないが、上記の財産（資金）移転完了届にその旨を記載し報告するとともに、入札・契約後 30 日以内に指定寄附申請を行うとともに、岐阜県共同募金会から「指定寄附申請受理書」の交付を受け、その写しを速やかに県に提出するものとする。

2. 義務が履行されない場合等の措置

法人が義務を履行しない、虚偽の報告を行う、又は正当な理由がないのに県の指示に従わないなどの場合は、法令の規定に従い必要な措置を行う。

第 5 施設の設置認可等

法人は、実施する施設種別ごとに設置認可申請書又は施設設置届を県等に提出しなければならない。また、法人は、施設の設置認可を受けた後事業を開始したときは事業開始届を県等に提出しなければならない。

附則

この基準及び要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 18 年 8 月 23 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 20 年 6 月 11 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

但し、平成 22 年 6 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、第 2 1.
(6)キについて、「10 分の 8 を上限とする」は「10 分の 9 を上限とする」
に読み替える。

附則

この基準及び要領は、平成 23 年 1 月 13 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、第 2 1.
(6)キについて、「10 分の 8 を上限とする」は「10 分の 9 を上限とする」
に読み替える。

附則

この基準及び要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、第 2 1.
(6)キについて、「10 分の 8 を上限とする」は「10 分の 9 を上限とする」
に読み替える。

附則

この基準及び要領は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、第 2 1.
(6)キについて、「10 分の 8 を上限とする」は「10 分の 9 を上限とする」
に読み替える。

附則

この基準及び要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本基準及び要領は、平成 27 年度の補助事業から適用する。

附則

この基準及び要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、第 2 1.
(6)キについて、「10 分の 8 を上限とする」は「10 分の 9 を上限とする」
に読み替える。

附則

この基準及び要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、第 2 1.
(6)キについて、「10 分の 8 を上限とする」は「10 分の 9 を上限とする」

に読み替える。

附則

この基準及び要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 2 の 1 (6)キについて、「10 分の 8 を上限とする」は「10 分の 9 を上限とする」に読み替える。

附則

この基準及び要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、第 2 の 1 (6)キについて、「10 分の 8 を上限とする」は「10 分の 9 を上限とする」に読み替える。

附則

この基準及び要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、令和元年 9 月 24 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、令和 3 年 4 月 6 日から施行する。

Ⅱ 資産要件を緩和して社会福祉法人の設立を認可する場合の認可基準及び申請等要領

第 1 社会福祉法人設立認可基準

1. 総則

居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）をいう。以下この基準において同じ。）又は共同生活援助事業等（認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業（共同生活援助に係るものに限る。）以下この基準において同じ。）を経営する特定非営利活動法人、株式会社、有限会社等（以下「NPO法人等」という。）が母体となり、居宅介護等事業又は共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人（以下「新法人」という。）を設立しようとする場合において、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 671 号他厚生省大臣官房障害保健福祉部長他連名通知）及び「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 14 年 8 月 30 日社援発第 830007 号他厚生労働省社会・援護局長他連名通知）による技術的助言に従い、資産要件を緩和して新法人の設立認可を行う場合の基準は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障 890 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社援第 2618 号厚生省社会・援護局長、老発第 794 号厚生省老人保健福祉局長、児発 908 号厚生省児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障企 59 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社援企第 35 号厚生省社会・援護局企画課長、老計第 52 号厚生省老人保健福祉局計画課長、児企 33 号厚生省児童家庭局企画課長連名通知）に定めるところによるほか、この基準に定めるところによる。

2. 前提条件

この基準は、居宅介護等事業又は共同生活援助事業等の経営を目的として新法人を設立する場合であって、次に掲げる要件を満たす場合にのみ適用する。

- ① NPO法人等が、5年以上にわたって、居宅介護等事業又は共同生活援助事業等の経営の実績を有するとともに、地方公共団体からの委託、助成、介護保険法、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく事業者の指定を受けていること。
- ② 当県の区域内においてのみ事業を実施すること。

3. 法人の資産

(1) 資産の所有等

新法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

また、社会福祉事業の用に供する不動産には、担保物権が設定されていないこと。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 資産の継承

NPO法人等は、その資産を全て社会福祉法人へ継承すること。(NPO法人等清算後、残余財産が生じること。)

(3) 資産の区分

ア 基本財産

- ① 1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産とすること。
- ② 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、知事の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ その他財産

- ① 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。
- ② その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。
- ③ 法人設立認可以前にその他財産として、年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険法上の事業、障害者総合支援法上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

- ④ ③に掲げる年間事業費は、直近のNPO法人等における決算の収入額をベースとすること。

4. 法人の組織運営

(1) 役員等

- ア 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第 61 条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。
- イ 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- ウ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。
- エ 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第 40 条第 1 項及び第 44 条第 1 項）。
- ① 法人（同項第 1 号）
 - ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（同項第 2 号及び施行規則第 2 条の 6 の 2）
 - ③ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 3 号）
 - ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 4 号）
 - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第 5 号）
- オ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

(2) 評議員

- ア 評議員の選任及び解任の方法については、法第 31 条第 1 項第 5 号において、法人が定款で定めることとされているが、同条第 5 項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。なお、定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられる。
- イ 評議員については、法第 39 条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することと規定されており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任すること。
- ウ 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第 40 条第 2 項）。
- エ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は 3 親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第 40 条第 4 項及び第 5 項並びに施行規則第 2 条の 7 及び第 2 条の 8）。
- オ 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第 40 条第 3 項）。

(3) 理事

ア 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。

イ 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。

① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）

（例示）

- ・社会福祉に関する教育を行う者
- ・社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ・公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

② 当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）

（例示）

- ・社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ・医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ・自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

③ 当該法人が施設を設置する場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）

ウ 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。

エ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。

オ 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

(4) 監事

ア 監事は、当該法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（法第44条第2項）。

イ 監事には、次に掲げる者が含まなければならないこと（法第44条第5項）。

①社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）

②財務管理について識見を有する者（同項第2号）

ウ 監事は、2人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。

エ 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。

オ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

5. NPO法人等の経営状況等

(1) NPO法人等の実施事業

NPO法人等が実施する事業は、社会福祉法人として行った場合に、その社会的信用を傷つけるおそれがある事業（「社会福祉法人審査要領」第1の3(2)に定める事業をいう。）でないこと。

社会福祉事業の規模を上回るような規模の収益事業を実施していないこと。

これら不適格事業又は過度な収益事業を実施している場合は、法人設立認可申請時までには廃業又はその規模を縮小すること。

(2) NPO法人等の経営状況

新法人において実施しようとする事業について、NPO法人等において過去5年度にわたり安定した収支状況であること。（原則として、5年度を平均して、当該事業に係る総収入額が総支出額を上回っていること。ただし、新法人設立後の事業計画及び収支予算を審査し、安定的・継続的な経営が見込まれるものと認められる場合は、この限りでない。）

また、NPO法人等全体として、過去5年度にわたり安定した収支状況であること。

(3) NPO法人等の介護保険指定事業所実地指導等結果及び指定障害福祉サービス事業所指導監査結果

過去5年度の介護保険指定事業所実地指導等及び指定障害福祉サービス事業所指導監査の結果が、次に掲げる事項を満たしていること。

ア 事業運営上、法令に違背するなど著しく適正を欠く事実がないこと。

イ 軽微な指摘事項についても、必要な是正措置を講じていることが確認できること。

また、適正な事業実施体制（事務部門、処遇部門）及び苦情処理体制が採られていること。

(4) NPO法人等の経営診断

NPO法人等の経営状態について、県が適当と認める第三者機関による経営診断の結果において、著しく経営状態が悪い旨の判断がされていないこと。

6. 新法人設立後の事業計画及び収支予算

- ア 新法人設立後設立当初の会計年度から施設開所後3年度分の事業計画及び収支予算書並びに資産の保有状況からみて、安定的・継続的な法人経営が見込まれるものであること。
- イ 特に、新法人設立後に借入を計画している場合は、その償還計画が、法人の予算規模及び資産の状況からみて、過大なものでないこと。
- ウ また、事業計画及び収支予算は、NPO法人等における過年度の実績からみて妥当性を欠くものでないこと。

第2 法人設立認可申請要領

1. 法人設立準備委員会

(1) 法人設立準備委員会の設置等

- ア 法人の設立を予定する者（以下「設立者」という。）は、法人設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置し、役員及び評議員の就任予定者（以下「役員等就任予定者」という。）を選任する。
- イ 理事及び監事の就任予定者（以下「役員就任予定者」という。）は、原則として委員会の委員から選任する。
- ウ 法人認可までの必要経費は、委員会が負担する。

(2) 委員会の設置届

設立者は次に掲げる書類を添付して、委員会の設置届（別記様式）を県へ提出（設置届の提出後にその内容を変更した場合は同様式により変更届を提出）すること。

- ア 設立者の履歴書並びに役員等就任予定者の履歴書及び就任承諾書
- イ 役員等就任予定者の身分証明書、登記されていないことの証明書及び印鑑登録証明書
- ウ 設立代表者を定めた場合は、その権限を証明する書類
- エ 役員等就任予定者について、第1の4（1）エ・オ、（2）エ、（3）エ及び（4）エに該当する者が含まれていないことを確認したことを証する書類（誓約書等）
- オ NPO法人等の役員名簿
- カ NPO法人等の定款又は寄附行為
- キ NPO法人等の法人登記簿謄本
- ク 委員会設置届提出の直近月及び前年度末におけるNPO法人等の決算書、貸借対照表及び財産目録
- ケ クの財産目録に記載されているすべての不動産の登記簿謄本の写し（直近のもの）
- コ NPO法人等の過去5年度分の事業実績報告書及び決算諸表
- サ 新法人の設立時点における財産目録
- シ 新法人設立後3年度分の事業計画（案）及び収支予算書（案）

(3) 役員等就任予定者の適格性の検討

設立者は、委員会設置から法人設立認可申請書を提出するまでの間において、役員等就任予定者の適格性を議事とし、その検討結果を記録した議事録等(審議内容が分かるもの)を県へ提出すること。

(4) 役員等就任予定者に対する説明

県は、設置届が提出された後、役員等就任予定者を対象に社会福祉法人の概要や法人設立、施設整備にあたっての留意事項等を徹底するための説明を行う。

(5) 財源の確保

ア 設立者は、基本財産として1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)及び第1の3(3)③、④に記載するその他財産の財源を確保する。

イ 財源は、NPO法人等から承継される資産及び寄附金とする。

ウ 借入を原資とする寄附及び財源が明らかでない寄附はこれを認めない。なお、有価証券、土地等を寄附金の財源とする場合は県が指定する日までに換金しなければならない。

(6) 自己資金等の挙証資料の提出

設立者は、自己資金が寄附予定者からの寄附による場合は、その寄附財源が寄附予定者に帰属することを証明する次の各号に掲げる書類を添附して別記「資産・負債申立書」を県へ提出すること。

ア 寄附予定者の全ての財産が寄附予定者に確実に帰属することを証明する書類

- ① 県が任意に指示する複数の時点の預金残高証明書及び有価証券残高証明書
- ② 所得証明書及び納税証明書並びに法人が寄附予定者である場合は決算書等(直近の決算書を含めて3期分)
- ③ 不動産登記事項証明書
 - ・土地を寄附する場合は、該当する土地登記事項証明書
 - ・寄附金を寄附する場合は、固定資産証明書に記載された不動産の登記事項証明書
- ④ 固定資産証明書(固定資産がない場合は無資産証明書)

イ 寄附予定者毎の寄附申込書、贈与契約書及び印鑑登録証明書

ウ 寄附予定者の行為能力等に関する書類

- ① 個人の場合 身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ② 法人の場合 定款、寄附行為その他の基本約款及びこれらに定める手続きを経たことを証明する書類

エ 融資残高証明書(預金残高証明書と同一日付のもの)

- ① 不動産登記事項証明書に記載される抵当権等設定者からの借入額を

証明する融資残高証明書

② 預金残高証明書を発行する金融機関の融資残高証明書（負債額 0 を含む。）

③ その他の融資残高証明書

オ 寄附財源等を明らかにするために県が提出を指示した書類等

① 預貯金通帳の写し（県において現物を確認した上で、寄附者の同意を得て、その写しの提出を指示する場合がある。）

② その他寄附財源等を明らかにするために県が提出を指示した書類

カ 土地又は建物に関する証明書等

・ 国、地方公共団体から土地又は建物の貸与を受けて使用する場合は、その長が発行する、貸与の用意があることを証する書類

・ 社会福祉事業の用に供する不動産について国、地方公共団体以外の者から貸与を受けることとする場合は、法人の設立を停止条件として地上権又は賃借権を設定する旨の契約書等の写し

（7）第三者による評価

県は第三者に委託して寄附財源、寄附予定者の寄附履行能力、その他自己資金の内容等の確認のため必要な事項について審査させることができる。

（8）各種規程等の提出

設立者は、次に掲げる各規程等の案を県へ提出すること。

ア 定款施行細則

イ 評議員選任・解任委員会運営細則

ウ 役員等報酬支給基準

エ 経理規程

オ 運営規程

カ 職員給与規程

キ 旅費規程

ク 就業規則

ケ 育児休業に関する規程

コ 介護休業に関する規程

サ その他県が提出を指示する規程等

2. 法人設立認可申請書の提出

（1）設立認可申請書の提出

設立者は、県へ施行規則第 2 条第 1 項に規定する書類及び上記 1 に規定する書類等を添付のうえ、法人設立認可申請書を提出すること。

ただし、収支予算書については、社会福祉法人会計基準及び関連通知に定める拠点区分資金収支計算書（第 1 号第 4 様式）及び拠点区分資金収支明細書（別紙 3⑩）若しくは事業活動明細書（別紙 3⑪）により、設立当初の会計年度から施設開所後 3 年度分（事業開始が年度途中の場合は 4 年度分）を作成す

るものとする。

(2) 変更届の提出

設立者は、法人設立認可申請書の提出から法人設立認可までの間に、申請書の内容を変更した場合は、その都度、変更届を提出する。

なお、寄附者の変更、筆頭寄附者の変更、寄附総額の2分の1を超える寄附額の変更、土地取得予定地等の変更その他県が必要と認める場合は、事前に協議のうえ、改めて法人設立認可申請書を提出しなければならない。

(3) 証明書類の複数回提出

設立者は上記1(2)ア、イ及び(6)に掲げる証明書類について、県が必要と認める場合は法人設立認可申請書提出日直近の証明書類を提出しなければならない。

第3 法人設立認可審査手続

1. 役員等就任予定者、財源計画等の審査

法人設立認可担当課（以下「担当課」という。）は、設立者から提出された法人設立認可申請書及び添付された証明書類について、社会福祉法人審査基準等に適合するかを審査する。

2. 特定非営利活動法人担当課との連携

NPO法人等が特定非営利活動法人である場合は、担当課は、特定非営利活動法人の解散認可について特定非営利活動法人担当課と連携を密にし、手続き上の支障を来さないよう留意する。

3. 経営診断

NPO法人等が株式会社又は有限会社の場合は、担当課は、その経営の健全性を確認するために、中小企業診断士による経営診断を実施する。

4. 役員就任予定者及び寄附予定者との面接

担当課は、役員就任予定者並びに100万円以上の寄附予定者と面接し、法人の運営方針、財源及び寄附の意思その他法人設立認可の審査に必要な事項等について聴取する。

なお、被面接者は担当課が作成した面接記録内容に間違いがないかを確認し、当該面接記録に署名する。

5. 寄附履行確実性の確認調査

担当課は、法人（概ね純資産5億円未満かつ直近年度の税引き前利益3億円未満の法人に限る。）の場合は、計算書類について中小企業診断士資格を有する者等に調査確認を依頼する。

第4 法人設立認可後の法人の報告

1. 法人の登記及び財産移転

法人は、その設立の認可を受けたときは、2週間以内に法人設立登記を行うとともに、遅滞なく贈与財産の移転を受けて、その移転を終了した後1月以内にこれを証明する書類を添えて財産（資金）移転完了届（別記様式）により県へ報告しなければならない。（施行規則第2条第2項第4号）

なお、寄附履行が完了しない場合、県は介護保険事業者等の指定等及び障害福祉サービス事業者等の指定を行わない。ただし、岐阜県共同募金会の受配者指定寄附制度を利用する場合はこの限りではないが、上記の財産（資金）移転完了届にその旨を記載し報告するとともに、入札・契約後30日以内に指定寄附申請を行い、岐阜県共同募金会から「指定寄附申請受理書」の交付を受け、その写しを速やかに県に提出するものとする。

第5 居宅介護等事業又は共同生活援助事業等と併せて行うことができる事業の範囲

1. 社会福祉事業

当基準に定める要件を満たすものとして設立された新法人は、居宅介護等事業又は共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業又は共同生活援助事業等の経営と併せて行うことができるものとする。

(1) 居宅介護等事業と併せて行うことができる事業

- ア 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- イ 障害児通所支援事業又は老人デイサービス事業
- ウ 重度障害者等包括支援
- エ 移動支援事業
- オ 地域活動支援センターを運営する事業

(2) 共同生活援助事業と併せて行うことができる事業

- ア 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- イ 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は障害児通所支援事業を運営する事業
- ウ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。）
- エ 移動支援事業
- オ 地域活動支援センターを運営する事業

2. 公益事業又は収益事業

公益事業又は収益事業については、この基準に定める要件を満たすものとして設立された新法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、県が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認

める場合には、これを行うことができるものとする。

第6 定款変更認可

他の都道府県の区域において事業を実施しようとする場合や、設立認可時に県が認めた事業以外の事業を行おうとする場合など、この基準に定める事項を満たさなくなるような場合には、当該法人は、県に対して遅滞なく定款変更の認可申請を行わなければならない。

附則

この基準及び要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成18年8月21日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成18年8月23日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成19年1月10日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成19年7月6日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成20年6月11日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成23年1月13日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成25年7月10日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、令和元年 9 月 24 日から施行する。

附則

この基準及び要領は、令和 3 年 4 月 6 日から施行する。